音楽教育学の体系化について

久 納 慶 一*

Keiichi Kuno Über die Systematik der Musikpädagogik

音楽教育の問題は、近年にわかに発達してきたマス・メディアによる音楽の多様化と、その趣味の分化のために、とくに一般教育の分野において再検討の必要性がしだいに強く意識されてきた。そしてそれは特にこれからの21世紀に生きる人間を育てるべき課題を持つ、小・中学校での音楽教育において、その目標、内容にわたる再検討、改革は切実な当面の問題となっているのである。

だがそれと共に、音楽教育の問題をめぐっての論議において、在来はともすると、"ただ音楽する—musizieren"という積極的な実践的姿勢が問題のすべてを解決するという立場が教育実践の場において有力であって、そこに確たる根拠に基く理論の展開が欠けていたことも否定できないことであった。

この理論の欠除ということが音楽教育において強く意識され、改めてしっかりとした学的根拠に基いて、新たな音楽教育を展開しようという気運が生まれるのは、ドイツにあっては、第2次大戦後の全ドイツを一時は風びしたミューズ教育への反省の段階に立った、1960年代後半のことであった¹¹。

かくして、1970年代の初めから展開されるドイツでの新たな学校での音楽教育の改革は、確とした学的基礎の上に立つことが要請され、そこで学としての「音楽教育学」の存在が強く求められはじめたのであった。

音楽教育学が、音楽の教科の教育法とか教授法としてではなく、音楽学や教育学というものと並び立つ一つの独立した学問として成立しうるか、という問題が先立つ問題としてここに提出されるのであるが、まず第一に問題とすべき事は、そもそも学問的な音楽教育学というものが、今日まであったのか、という問題である。現在ドイツで Sigrid Abel-Struth の編集によりシリーズものとして刊行されている Musikpädagogik の第1巻、Materialien zur Entwicklung der Musikpädagogik als Wissenschaft, zu Stand der deutschen Musik

pädagogik und seiner Vorgeschichte (1970) のなかで,著者 Sigrid Abel-Struth はこう述べている。

『今日まで、音楽教育学(Musikpädagogik)という学問的科目(Wissenschaftliche Disziplien)は、独立した個別の学という狭い意味でなくとも存在しなかった。たとえ音楽教育学が他の学問(とくに音楽学)の分化した科目とか、教科(とくに音楽教師養成といった枠内での)として出現してくることがあっても、音楽教育学の学として概念構成(Begriffsbildung)、とか歴史的研究、体系的秩序付け、対象領域の限定、包括的原則の導出、理論の発展、方法についての適合性の解明等に関しては、個々の研究はあるものの、なお一つの学問的地位を獲得するには至っていない。』20

こうした事実の端的な現れとして、Abel-Struth はまず「音楽教育」の概念の不確実性をそこで挙げている。すなわちドイツ語ではこれが Musik-unterricht、Musikerziehung、Musikpädagogik などと表わされるのであるが、この概念の区分は、歴史的変遷はあるものの、今日でもなお不鮮明であることが指摘される。このことは我が国においても似たことが言える。音楽科教育(学)、音楽教育学、教育音楽学等々の概念の違いはどこにあるのか、ということについて現在の日本の音楽教育界においては、あまりはっきりせぬままに置かれていることが指摘される。

これに対して、概念は如何にあれ我々は実態を問題にすべきであるとの実践優位の立場が現在有力であるかもしれない。学としての成立はさておき、音楽教育に関する学的研究であればそれはただちに音楽教育学の研究となるという考え方がある。だがこうした概念、用語の混乱した用いられかたの中に、音楽教育の持つ特異な問題が潜んでいる。すなわちこの事自体の中に既に音楽教育の独自な歴史、伝統が含まれているのである。例えばドイツとは異って学問性よりも実践性を先立てる英語圏の諸国(英、米)においては「音楽教育学」の語に対応する語句が見当たらず、New Grove 音楽辞典では音楽教

^{*} 島根大学教育学部音楽研究室

育に関する事項は「Education in music」の項目に一括されて論じられており、そこでは「音楽教育の学」については特に触れられていない³⁰。 これに対して、1981年に我が国において出版された平凡社の音楽大事典においては、音楽教育学の項目が置かれ、ドイツ語の Musikpädagogik と並んで英語として Research in music education という語が掲げられている(執筆者徳丸吉彦)⁴⁰。だが Research in music education の概念はその名の示すように、多様、不確定的であって、それ自体独立した学の形態をとらず、その内容に多様な研究タイプの並立を許容するのである。例えば、1969年に初版が出された Roger P. Phelps の〈A Guide to reserch in music education〉では、歴史的、記述的、実験的、哲学的、分析的という研究パターンを挙げているのである⁵⁰。

Abel-Struth は「音楽教育」すなわち Musik-pädagogik, Musik-erziehung, Musik-unterricht などの概念のドイツにおける19世紀から今世紀にかけての用いらな方について詳細な研究を、ここ(Materialien zur Entwicklung der Musikpädagogik als Wissenschaftの第1章, Definition des Begriffes Musikpädagogik)において展開している。

それによると、まず19世紀においては Musikunterricht なる概念が、音楽教育の中心的な概念であったことが指摘されている。これは当時の音楽辞典、教育辞典などを中心に、いかなる見出語がいかなる意味で用いられていたかということの調査研究に基くもので、それによると、Musikerziehung の語はあまり見当たらず、それに相当する語は Musikbildung であり、これは芸術作品を愛好する dilettant を育てる一般的な音楽教育が意味されている。そして Musikpädagogik は Musikalisch Didaktik と同様に、音楽における理論的教育に用いられ、これに対する実技的な実践的教育を Musikunterricht と呼んだのが一般的な傾向であったと Abel-Struth は指摘している。

このことはまたドイツにおける19世紀の音楽教育の一般的状態を思い合わすなら、その必然性は理解されるであろう。この頃、啓豪期以来の大きな傾向として、ドイツの学校音楽には世俗化の傾向が一般的に見られ、それ以前のドイツの学校教育に於いて基調的であった教会的・宗教的な教育内容と、その礼拝といった実践的な行為への教育目的が次第に失われつつあったのである。当時教材としては教会音楽がなお多く用いられながらも、音楽の教科は、Kantorといったかつての代理校長のような高い地位にあった教師の手から、19世紀の初めには低

い地位の 非常勤の 音楽教師の 手に 委ねられるようにな り、そしてまた Gesang という名の下に行われるその授 業も正規の授業時間にではなく, 多くは放課後の時間に 行われるようになったのである。音楽一般の理解をめざ す Musik という名の教科が成立するのは、20世紀に入 ってからもかなりの後のことであって,1927年に始まる Kestenberg の改革によって、ようやく確立するのであ って、この19世紀には音楽の教科は単なる Gesang (歌 唱)という名の教科であり、ただ歌うことに終始する教 科であったことが注目される。すなわち学校教育の受け 持つ本来の学科 (wissenschaftlich Fach) ではなく, 低 い地位の教師の担当する単なる技術的な教科 technisch Fach) に過ぎなかったのである60。我々は Bach を生み, Beethoven を育てたドイツにおける 学校教育が、19世 紀において音楽教育の面では如何に貧しく、また実りの 少ない歌唱教育(Gesang Unterricht) に終始したかと いうことに驚かざるを得ない。音楽教育はここでは、 Ziffernsingen, Notensingen, Gohörsingenといった形で の歌を歌う訓育 (Unterricht) であったことは、1879年 に大陸各地の音楽教育の情況を視察した英国の音楽教育 者 John Hullah の報告にもはっきりと記これている"。 こうした教育の硬直性には,ドイツ,特にプロセインの 官僚性にもその原因の一つがあったと思われる。

Musikerziehung の語が辞典の見出語として出現の度を増してくるのは20世紀に入ってからであると、Abel-Struth は報告している。ここでようやく Musikunterricht と Musikerziehung、Musikpädagogik の語が出揃うわけである。これらの語の意味するところは各様であるが、一般的な傾向としては、Musikerziehung は一般教育の方に傾き、Musikunterricht は技術、知識を教えるという面、すなわち前者は人間教育を指向し、後者は音楽家、音楽愛好家への教育と向う基礎的、技術的教育を指向する概念として用いられる。そうして Musikpädagogik はそれらを包括、あるいはそのどちらともとれる形で用いられていることが指摘されている。(例えば Hugo Wolf、Anton Herget の Pädagogik für Musiklehrer; Berlin 1929 等々)

こうした概念の用法はまだ多分に不確定的である。第2次大戦後(1945~)の音楽辞典(Moser; Musiklexikon, 1955: Riemann; Musiklexikon, 1967: M. G. G. Bd. 9, 10; 1961, 1962)によれば、今度は Musikunterricht の語が逆に脱落してきていることが注目される。そうして、Moser と Riemann の Lexikon においては Schulmusik と Musikerziehung の項目において、また M. G. G. においては Musikerziehung と Pädagogik

der Musik の項目において、音楽の教育は論じられているのである。

音楽教育が一方においては人間の教育を目ざし、また一方においては音楽を目ざした技術的教育によって成立するものであるといわれるように、本質的に音楽教育は二面の構造を持つものであることは、これまで概観した用語の推多、あるいはその混乱からも明らかであろう。そうしてこの二つを音楽教育の二つの面とすれば、音楽教育はこの両面を同時に含み込んでいるものであることは否定できない。それ故に我々にはこの両者に優先の順位をつけることよりも、その対立を aufheben し、より高い次元でこれを見ることが要求されるのである。この両者を止場し、真の音楽教育に至るための場を準備し、対立の媒介を行うものこそ我々が求める学としての音楽教育学ではないかと考えるのである。

学としての音楽教育学の必要性を説き, その体系化を 試みた初めての人として Gustav Schilling (1805-1881) の名が挙げられる。彼は1851年に Musikalische Didaktik なる書を出版しているが、その中で、"今日まで音 楽の教育 (Unterricht) の術 (Kunst) に対しては, 何 等の理論も,何等の学問的体系もなかった。"(bis heute keine Theorie, kein wissenschaftliches System, für die kunst des musikalischen Unterrichts gebe.) と 言っている。彼はそこで音楽教育学の必然性を次のよう なことから理由ずけている。すなわち, ほとんどの音楽 教師は音楽という芸術をその全領域において理解し, 知 り, 通達し, 把握している真の音楽家ではないこと, そ うして, 真の教師であるものは更に数すくないことを挙 げ,「他の学科の教師よりも比較にならぬほど,我々音 楽教師にとって教授学(Unterrichtswissenschaft) あ るいは教授法 (Unterrichtskunst) の理論が必要とされ るのである。」と強調しているのである。

音楽の教育者は、先ず知識を兼ね備えた優れた音楽家であり、また同時に優れた教育者の素質、学識、技術が要求されるべきことは、今改めて言及するまでもなく自明のこととして理解されるであろう。そこで音楽教育学は音楽教育と人間教育の問題をその基礎にまで遡って追及するものと定義するならば、ここに音楽のみならず様々な領域の知識、法則を身に付けることが必要なこととなってくる。ここで F. Reuter や W. Clemes, G. No-11などによって音楽教育学の創始者 Begründer と呼ばれる、哲学者であり、また美学者でもあった Karl Christian Friedrich Krause(1781–1832)の場合を挙げてみるならば、彼の音楽教育に関する著作(例えば Anfangsgründe der allgemeinen Theorie der Musik と

か Anleitung zum Klavierspiel, 1808) は美学もしくは 美と芸術の哲学の概説に始まり,人間の教育,教養を高 あることの問題および音楽史,音楽理論の一般的基礎, そしてピアノ演奏の指導を含んだものとなっている。こ うした各項目はまたそれぞれ独立して取り扱うことも可 能な形をとっている。こうした形での音楽教育に関する 諸理論は,また音楽理論,形式論,教授方法論,美学お よび音楽学の概論等々を包括した音楽教育の Handbuch などと共に,Abel-Struth によれば,Addition(累積) としての音楽教育学と呼ばれるものを形成する。音楽の 教師が身につけるべき数々の技術,知識を加算集積し, 統合したものが,音楽教育の学となると考える考え方で ある。

現在の我が国における教員養成大学の音楽教育に関す る学科も, 教科に関する専門科目として, ソルフェージ ュ, 声楽, 器楽, 指揮法, 音楽理論および音楽史の5科 目を掲げ, これに教育原理, 教育心理学, 教科教育法あ るいは教材研究および道徳教育の研究, 教育実習などの 教職に関する科目を加えて, これらの科目の包括, 総和 が音楽教師に必要な科目とみなしている。すなわち音楽 教育学が成り立つとすれば、これ等の諸科目の総和、 Total がその内容をなすものと考えられるであろう。だ がひるがえって見るならば、こうした Addition として の音楽教育学には, その内部に一貫して流れる原理が見 出されるであろうか。いやそれは否であって,そこでは 諸科目のばらばらの技術、知識しか身につけられないこ とになるであろう。これ等の諸科目が有機的に相互に働 き合わぬ限り Addition としての音楽教育学は本来求め られる音楽教育学とは成り得ないこととなる。

音楽教育の問題が現実に切実な問題となる点は、芸術としての音楽と、教育における音楽の対立、すなわちそこに芸術と教育、そして技術の背反の問題に直接ぶつかっていることである。音楽の教科はまず音楽の技術の習得、訓練に終始するか、または文化、芸術としての音楽を理解し身につけることがその教育の目標となるか、あるいは音楽は教育の手段として、それによって一方的な知的教育のひずみから開放された創造性あふれる人間性を育てあげるのかという、技術教育と芸術教育、そして人間教育の問題の対立が出てくるのである。芸術的には貧しい内容の学校音楽、技術的な面に偏る非教育的な音楽教育等々の現実の教育の場における問題は、芸術、音楽教育等々の現実の教育の場における問題は、芸術、音楽教育等々の現実の教育の場における問題は、芸術、音楽の学と教育の学などが、音楽教育の場において形成する新たな音楽教育学の立場から再検討されるべき課題となるのである。

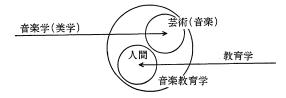
Abel-Struth はこうした 課題を持って成立する音楽

教育学を構造的に分類して、教育学と音楽学が協調して 働く共同作業 Kooperation としての音楽教育学、教育 学の音楽教育への応用理論として全人的な人間形成、す なわちミューズ教育へと向う適用 Adaption としての音 楽教育学、音楽学とくに音楽美学の応用理論として成立 する参加 Partizipation としての音楽教育学等を挙げ ている。

この3種の音楽教育学のあり方を分けるものは、その 内部における教育学的なモメントと, 音楽学的なモメン トの関わり方であるが、先ず我々はその第2に挙げた教 育学の適用としての音楽教育学について問題を見ていく ことにしよう。ここで問題になる点は, 音楽教育の問題 を教育学的観点から見るならば、音楽における美的なる ものそれ自体が直接に教育的に意義づけられず, むしろ それに 代って道徳的な ものが 意義 づけられることにあ る。例えば美的なものが「情操」という極めて日本的な ものに関連付けられることについても, 教育学的にはそ れは「徳性」なるものに関連ずけられて考えられるとい うように、本来自律的な美的 ästhetische なモメントが ここでは否定されたり, あるいは他の要素に置き換えら れやすい傾向を持つことである。すなわち音楽教育学は ここでは一般教育学の中に解体され, その一分科となっ て,音楽,芸術の持つ自律的性格が見失われ,芸術教育 の持つ独自性, 自律性が失われることになる。

これと同様な傾向は第3の音楽学あるいは音楽美学の応用としての音楽教育学にも見ることができる。ここでは問題は逆に、音楽美、あるいは芸術美の本来所有する自律的、孤島的な性格のため、その音楽教育学は芸術至上主義的な音楽芸術のための教育学といった立場へと向いやすいものとなるのである。

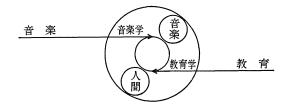
したがって、音楽教育学においては、この音楽学と教育学者との両者の要素のいずれをも欠き得ないが、またそのどちらの要素もその内容においては優劣の区別がつけられぬほど緊密に結びついて働く独自の自律的な学であらねばならぬことが明らかになろう。そこで考えられるのは、第1に挙げた教育学と音楽学あるいは音楽美学が、優劣なく共に協調して働く Kooperation としての音楽教育学である。これは前に述べた雑多な諸部門のAddition としての音楽教育学ではなく、それが有機化



された独自のものとして捉えられなければならない。ただしその雑多なモメントの中では音楽美学と教育学の両者が中心的な位置を占めることは否定できない。

この Kooperation としての音楽教育学では音楽学と 教育学が力の均衡のとれた形で静止するのではない。こ こにおける Kooperation とは単なる平行関係ではなく 互いにからまりあい,働きあう Kooperation として極 めて dynamic な場をここに形成するのである。

すなわち



こうした場にあっては、教育学も音楽学も共に影響し合い、互いに対立、分化した学ではなく、人間と音楽との不可欠の活動の場において、相互に影響し合って結合し、独自な音楽教育学がここに成立すると考えられるのである。そして、こうした場においてまた前述した技術的な Unterricht と Erziehung との対立をを止場したより高い展望に立つ新たな視野が開かれるのである。

これまで述べたことは、体系的な図式論であるが、これをより具体的な観点から補足してみることにしよう。

まず音楽教育は当然のことではあるが, その出発にあ たって目的をはっきりとさせねばならない。この目的決 定にあたって、音楽美学と教育学とは音楽教育という場 において、激しい討議をたたかわす必要がある。 すなわ ち「音楽」「芸術」「人間」「教育」「創造」「情操」「等々 の基本的概念を予めてこではっきり定め、見据えること がその出発点となるのである。そしてこれらの諸概念を 通じて見通された目的を「音楽の学習」あるいは「音楽 を通じての教育」という course を通じて達成しようと するのであるが、この目的達成のためには、いかなる学 習課題を設定すべきかということが、その次の課題とな るのである。この段階において具体的な技術的, 方法的 な問題が様々にからみ合うこととなる。 教材の選択, 研 究, 指導法の問題等々, 様々のことがらがここに出てく ることになる。そして現実の教育活動の場においては, この教育の活動は直線的に進行するのではなく, その教 育成果の評価,検討を介して,その教育活動のプログラ ムは、常に feedback の回路を持って絶えず新な教育活 動へと還元されなければならないのである。したがって ここでは教育の理念,目標自体も観念的,固定的ではあ り得ず、常に実践、評価の自己回帰の回路を通して自律 的に発展、展開しようとする性格を持つものである。

音楽教育学はこうした形で働くかぎり、自己完結的な サーキットの中で働く、自律的な学として成立するので ある。

なおこの音楽教育学の内部には、主として音楽教育の 理念、目標に向う基礎論的部門、教育実践にあたっての 実践的・方法論的な部門、その評価とフィードバックの 問題等を主として担当する音楽教育学の各論的部門等が 配置されることになる。そしてこれ等の諸部門を包括す る形ではじめて学としての自律性を持った音楽教育学の 体系は構想されるのである。

注および引用,参考文献

1) これはアドルノ (Th. W. Adorno 1903-69) の批判 「音楽教育によせて (Zur Musikpädagogik) 1957」 に端を発するもので、そこでは、人間的なものが専 門化によって破壊されたとし、それを音楽によって 救おうとした ミューズ 教育等の 動きを批判して、 「哲学的には極めて疑わしい "健全さ" の概念に音 楽教育が依存しているのは、むしろ不健全である」 と言っている。(Gesammelte Schriften 14; Zur Musikpädagogik: S. 108f.)

- 参照, 久納慶一:ドイツにおけるミューズ教育の問題, 長広敏雄先生喜寿記念論文集, 音楽之友社, 1985年, 147-157頁。
- Vgl. Sigrid Abel-Struth, Materialien zur Entwicklung der Musikpädagogik als Wissenschaft, zur Stand der deutschen Musikpädagogik und seiner Vorgeschichte, 1970: S. 7f.
- 3) The New Grove Dictionary of Music and Musicians, 1980. vol. 6. pp. 1-58.
- 4) 音楽大事典, 平凡社。1981. 第1巻404-407頁。
- 5) この5種のパターンは,1980年の第2版では大幅に 再検討が加えられ,歴史的,実験的,記述的,哲学 的,美学的な研究となっている。(邦訳,音楽教育 研究入門,音楽之友社,昭和59(1984)年,山本文 茂,加藤富美子,佐藤みどり,浜松敦子,共訳)
- 6) この間のドイツにおける音楽教育については、小論 21世紀への音楽教育計画――西ドイツの場合――, 国立音楽大学,創立50周年記念論文集(昭和53年), 141-167頁参照。
- Vgl. H. Kretzschmar, Ein englisches Aktenstück über den deutschen Schulgesang (1881) in, Gesammelte Aufsätze über Musik und Anderes aus den Grenzboten, 1910. S. 45ff.